

令和4年第2回

# 長与町議会臨時会会議録

令和4年10月7日開会

令和4年10月7日閉会

長与町議会

令和4年第2回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年10月7日

本日の会議 令和4年10月7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	教 育 次 長 山本昭彦君
財 政 課 長 荒木秀一君	福 祉 課 長 川内佳代子君
こども政策課長 宮司裕子君	住 民 環 境 課 長 中尾盛雄君

会議録署名議員

4番 浦川圭一議員      5番 中村美穂議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会      9時30分

閉会      9時51分

令和4年第2回長与町議会臨時会  
議事日程（第1号）

令和4年10月7日（木）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	報告12	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
4	報告13	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
5	報告14	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
6	61	令和4年度長与町一般会計補正予算（第5号）	

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため、場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和4年第2回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、4番浦川圭一議員、5番中村美穂議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3、報告12和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてから、日程第5、報告14和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてまでの3件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆様おはようございます。報告12から報告14につきましては、所管の方より報告をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは報告12和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、本町嬉里郷で発生をいたしました物損事故に係るものでございまして、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年10月3日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名などを黒塗りとしております。事故の概要でございますが、令和4年9月6日午前1時頃事故発生現場に設置しておりました長与町管理の防犯灯が台風11号の影響により倒壊し、付近に駐車していた相手方の車両に防犯灯が衝突し破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し本町と相手方との間には一切の債権債務関係が無いことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は、17万368円でございます。今後は再発防止のため、自治会等とも協力をいただきながら、防犯灯の安全性の確認に努めてまいります。以上で報告を終わり

ます。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。それでは報告13 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告いたします。本報告は、本町高田郷で発生した物損及び人身事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして地方自治法第180条第1項の規定により令和4年9月29日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和4年5月10日午後1時45分道路側溝の除草作業をする際に、町道維持補修業務を委託している公益社団法人長与・時津シルバー人材センターの会員が運転する本町所有の車両が後進する際、後方の確認を怠ったため相手方の車両に衝突し、その車両の一部を破損させ、相手方を負傷させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものであり、相手方に本件事故に起因する後遺障害が発生し、かつ後遺障害等級が認定された場合は、双方別途協議するほか、本町と相手方との間には一切の債権債務関係が無いことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は66万4,640円でございます。なお、事故後直ちに当事者及び関連業務事業者への注意喚起を行っております。今後も引き続き交通法規の順守、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

皆さんおはようございます。それでは報告14 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は本町嬉里郷で発生した物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により令和4年9月30日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与える点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和4年7月5日午前10時30分頃、現場付近の廃棄物を収集するため本町の職員が運転する本町所有の車両が方向転換をする際、相手方が所有する土地内に設置されている下水道管のふたを破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し本町と相手方との間には一切の債権債務関係が無いことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は1万

5,631円でございます。なお、事故後直ちに当事者及び関連業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き交通法規の順守、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第6、議案第61号令和4年度長与町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。ただいま議題としました議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、議案第61号令和4年度長与町一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由を申し上げます。本補正予算は、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯とされる住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対しまして適切な配慮を行うために、国の通知により1世帯5万円を支給するものでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ2億926万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を147億941万1,000円とするものでございます。補正の主なものにつきまして2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の事業費及び事務費に係る補助金を計上いたしております。続きまして、3ページの歳出について御説明を申し上げます。3款民生費では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に必要な経費を計上いたしました。事業の概要を申し上げます。本事業の給付対象世帯は、令和4年9月30日の基準日に本町の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、令和4年度住民税非課税世帯及び令和4年1月から12月までの家計が予期せず急変した世帯でございます。給付金の額は1世帯当たり5万円。住民税非課税世帯につきましてはプッシュ型とし、本町が送付する確認書に必要事項を記載の上、御返送いただくこととなります。また、家計急変世帯及び令和4年1月2日以降の転入者を含む非課税世帯等につきましては、別途本町に対する申請が必要となります。受付開始は11月上旬を予定しております。家計急変世帯等の申請方法につきましては、広報、ホームページ等で周知することとしております。提出期限はいずれも令和5年1月31日でございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照の上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

1点だけ。歳出の時間外勤務手当ですが、これは何名の職員が何時間分というような根拠はあるのでしょうか。お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

こちらの算定につきましては、令和3年度の実績を基に計算させていただいております。繁忙期から事務処理だけをする期間で若干違うんですけれども、最大で5人の時間外ということで計算させていただいております。1,154時間になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

1世帯当たり5万円の支給というところではありますが、住民税非課税世帯または家計急変世帯、大体どのくらい見込んでいらっしゃるのかということですね。それから、給付時期は10月中旬っていうふうにおっしゃいましたかね、ちょっとそのところが聞き取れませんが、それで1世帯当たり5万円の申請書が来てからの申請ということになるかと思いますが、例えば高齢者世帯など的高齢者が、申請書が来てるのに見逃してしまったところなどもあろうかと思しますので、その辺りの申請漏れに対してはどのように配慮をされる予定でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず、非課税世帯を3,800世帯、家計急変世帯を200世帯と見込んで予算を組んでおります。それから振り込み時期になりますが、受付開始を11月の初旬にさせていただきます。その後、早急に振り込み処理をさせていただきますが、最大でも2週間程度を見込んでいるところがございます。あと、高齢者の方たちで申請漏れにつきましては、どの時期かというのはちょっとまだ計画段階ではございますが、再勧奨ということで確認書の送付になりますが、確認書が届いてない分については再勧奨をさせていただきますようにしております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

少し重なる部分がありますが、家計急変世帯の方なんですけれども。非課税世帯がプッシュ型で申請書をお送りされるということで、家計急変世帯は御自分がその対象になるかどうかというのを判断しなければならないということで、ホームページと広報でお知らせするというふうに言われてましたけど、その内容が少し分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

今後の予定でございますが、広報ながよ11月号で住民税非課税世帯の今回の給付金の受給手続きの周知を行います。この中で、家計急変世帯の方につきましても申請が必要ということに掲載させていただくところになっております。そのほか、窓口等またはお電話等での相談の方も受け付けをさせていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

例えば数字を明確にして、この基準、この額より下であれば対象になりますとか、そういう中身を載せるという形ではないんですかね。再度お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

広報では家計急変世帯ということで、収入の種類、給与、事業、不動産、年金収入等ということと、あとは1月から12月までの間で家計が急変し、ということで文章で載せさせていただくことになります。あと、ホームページ等にはチラシ等を作成いたしますので、そちらで分かりやすくPDF等を載せて周知をさせていただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第61号令和4年度長与町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

これにて会議を閉じます。令和4年第2回長与町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 9時51分)